

東京都北区土砂災害対策支援事業実施要綱

27北ま建第2265号

平成28年3月30日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策の費用を助成することにより、土砂災害による危険を防止し、もって区民の生命の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日付国官会第2317号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修工事 民間の既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁の改修や塀の設置等をいう。
- (2) 既存不適格建築物 建築基準法第3条第2項の規定が適用される建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分をいう。

(実施事業)

第3条 この要綱に基づき実施する事業は、土砂災害対策改修工事により、当該住宅等を建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる事業（以下「改修事業」という。）とする。

- 2 改修事業は、交付要綱に基づく交付金を充て、予算の範囲内で実施するものとする。

(事業対象)

第4条 助成の対象となる住宅等は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令第80条の3の規定について、既存不適格建築物であること。
- (3) この要綱に基づく助成金と同様の助成金を受けていないこと。

(対象者)

第5条 改修事業の対象となる者は、当該建築物の所有者（共有の場合は、共有者によって合意された代表者）であって、住民税を滞納していないものとする。ただし、分譲マンションにおいては、管理組合又は区分所有者の代表とし、当該事業実施についての同意を得ていることを必要とする。

(助成金額)

第6条 助成金の額は、改修事業に要した工事費（消費税分を除く。以下「助成対象事業費」という。）の5分の1の額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、75万円を限度とする。

(事前相談)

第7条 改修事業の助成金を受けようとする者は、申請手続をする前に区長に事前相談を行うものとする。

(助成対象承認の申請手続)

第8条 改修事業の助成金を受けようとする者は、事業の着手前かつ当該事業に係る契約締結前に土砂災害対策支援事業助成対象承認申請書（別記第1号様式）に別表に掲げる関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成対象とするときは、土砂災害対策支援事業助成対象承認通知書（別記第2号様式）により、申請者に通

知するものとする。

- 3 区長は、前項の規定による審査の結果、助成対象としないときは、土砂災害対策支援事業助成対象不承認通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

- 第9条 前条第2項の規定により助成対象承認を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに土砂災害対策支援事業助成対象変更承認申請書（別記第4号様式）に、必要な書類を添えて区長に申請しなければならない。
- 2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、土砂災害対策支援事業助成対象変更承認通知書（別記第5号様式）により、助成対象者に通知するものとする。
 - 3 区長は、前項の規定による審査の結果、その内容が不相当と認めるときは、土砂災害対策支援事業助成対象変更不承認通知書（別記第6号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

（取りやめ）

- 第10条 助成対象者は、事情により当該事業の実施が困難となったときは、速やかに土砂災害対策支援事業取りやめ届（別記第7号様式）により、区長に届け出なければならない。

（事業の着手）

- 第11条 助成対象者は、承認通知書を受けたときは、速やかに当該事業に係る契約を行い、その後直ちに土砂災害対策支援事業着手届（別記第8号様式）に別表に掲げる関係書類を添えて区長に届け出なければならない。
- 2 区長は、必要と認めるときは、当該事業に対する検査を行い、又は助成対象者から報告を求めることができる。

（完了報告及び助成金の交付申請）

第12条 助成対象者は、当該事業が完了したときは、土砂災害対策支援事業完了報告書(別記第9号様式)に、別表に掲げる関係書類を添えて区長に報告するとともに、土砂災害対策支援事業助成金交付申請書(別記第10号様式)により、助成金の交付申請をするものとする。

2 助成対象者は、当該事業完了後、検査を申し出なければならない。

3 区長は、前項に規定する検査の申し出を受けたときは、速やかに助成対象承認の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを検査しなければならない。

4 第1項の規定による完了報告及び助成金の交付申請の期限は、事業を着手した日が属する年度の1月31日までとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

(助成金の交付決定)

第13条 区長は、前条第1項に規定する完了報告書及び助成金交付申請書を受けた場合は、その内容を審査し、助成対象承認の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の交付を決定し、交付すべき助成金額を確定したのち、土砂災害対策支援事業助成金交付決定通知書(別記第11号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第14条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)

は、土砂災害対策支援事業助成金請求書(別記第12号様式)により、区長に助成金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成決定者に助成金を支払うものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第15条 区長は、助成決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、助成金の交付決定を受けたとき。

- (2) 助成金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 事情により、助成対象承認を受けた事業を取りやめたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、土砂災害対策支援事業助成金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はまちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和4年1月5日3北ま建第2233号 副区長専決）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第8条、第11条、第12条 関係）

<p>助成対象承認申請に添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築時期が確認できるもの・ 登記事項証明書（土地・建物）・ 公図・ 住民税を滞納していないことが確認できるもの・ 付近見取図・ 土砂災害特別警戒区域内に住宅等があることのわかる図面・ 改修事業の設計図書・ 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることのわかる構造計算書等・ 工程表・ 改修事業の見積書（積算根拠の明確な内訳書を含む。）・ 現況写真・ その他区長が必要と認める書類
<p>着手届に添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約書の写し・ 工程表
<p>完了報告書に添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 工事写真（施工写真、完了写真）・ 工事監理についての報告書類等の写し・ 改修事業に要した工事費用の明細書・ 領収書・ その他区長が必要と認める書類